

滋賀県災害時受援計画

平成31年3月
(令和7年3月改訂)
滋 賀 県

目 次

I 総則.....	1
1 目的	1
2 基本的な考え方	1
3 対象とする災害	2
4 計画の対象期間	2
II 受援体制.....	3
1 受援総合調整組織	3
2 被災市町支援と情報連絡体制	10
3 受援の事前準備	14
4 広域応援要請	16
5 部局間の応援	18
6 地方本部の役割と応援	20
7 経験者の活用	21
8 経費負担	21
III 状況認識の共有化.....	22
1 受援連絡調整会議の設置	22
IV 多様な団体との連携.....	24
1 多様な団体との連携体制	24
2 民間団体との災害時応援協定	25
V 環境整備.....	26
1 応援職員の執務環境整備	26
2 応援活動のための資機材	27
3 応援職員の生活・健康・安全環境整備	27
VI 受援力の向上.....	29
1 訓練・研修	29
2 市町における受援計画の策定支援と情報共有	29
3 自助・共助の促進	29
4 計画の推進	29
VII 参考資料.....	30
1 滋賀県災害時受援計画の作成手順	30
2 参考資料	31
3 様 式	31
4 滋賀県災害時受援計画の検討会概要	42

I 総則

1 目的

大規模災害等により県内で大きな被害が発生した場合には、災害対策基本法第 25 条第 6 項に基づく政府現地対策本部等が設置されるとともに、全国知事会、関西広域連合、中部 9 県 1 市広域災害時等応援連絡協議会等、広域応援組織のほか、ボランティアや NPO など多様な団体・組織から人的・物的支援が行われる。

本計画では、これらの団体・組織としっかり連携しながら、状況認識の共有を図り、支援を効率的かつ効果的に活用できるよう、組織体制や手順等について定め、滋賀県地域防災計画に定める相互協力計画について受援体制を具体化し明記する。

2 基本的な考え方

- (1) 本計画は、地域防災計画のアクションプランである滋賀県防災プランに基づき、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府）」との整合性を図り、全国各地で発生した大規模災害を教訓とした課題等を整理・検討した上で定める。
- (2) 本計画は、行政機能の維持や被災者支援のための人的・物的支援を対象とする。なお、救助・救急、消火活動等に係る広域支援については、既に策定している「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」等に基づき対応する。
また、国等により定型化された警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊等の応援については、応援部隊の派遣を速やかに要請し、各部隊を迅速かつ的確に受入れ、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各機関の計画や方針と「滋賀県地域防災計画」の整合を図り、それらに沿って行う。
- (3) 県の災害対応業務のみならず、市町も含めた県全体としての人的・物的支援を総合的に調整するものとし、特に、災害の初動期において、業務が逼迫する市町への支援を重視する。
このため、市町と連携した対応が必要となるものについては、市町の対策等についても、「市町へ求めること」として必要な範囲で記載する。
- (4) 本計画を実行性のあるものとするため、各項目の末尾に検討会での「受援に関する課題や良かった点」を「受援計画検討会の意見より」に記載し、本計画に沿って受援・応援を行う際、具体的な行動がとれるよう参考に記載する。
- (5) 県および各市町においては、平素から、災害対応にかかるタイムラインや災害時特有の業務に関する理解を深めた上で、大規模災害時には早期に応援の必要性を検討し、速やかに本計画に沿った行動をとる。

3 対象とする災害

対象とする災害は、県内に甚大な被害が発生し、県災害対策本部が設置される災害とする。

(参 考)

「滋賀県地域防災計画（風水害編）」より

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織整備計画

第1組織計画

2 滋賀県の組織

ア 滋賀県災害対策本部の設置および廃止基準

(ア) 設置基準

- a 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき。
- b 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、長周期地震動階級4が観測されたとき、もしくは県内で特別警報が発表されたとき。
- c 大雨、洪水、暴風その他の警報が発表され、知事が必要と認めたとき。
- d 大規模な地震、火事、爆発、水難等が発生し、知事が必要と認めたとき。
- e 滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第3章第3節第1に規定する施設敷地緊急事態、または、全面緊急事態に該当するとき。
- f 大規模な災害のおそれがあり、当該災害の規模、地域の状況等を勘案し、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるとき。

(イ) 廃止基準

- a 県の地域について、災害発生のおそれが解消したとき。
- b 災害応急対策が概ね完了したとき。
- c その他本部長が必要なしと認めたとき。

4 計画の対象期間

対象は、十分な対応が困難と予想される初動期（発災から概ね3日間）から応急対応・復旧期（概ね1ヵ月）までを想定する。

ただし、被災状況によっては対象期間が伸長することに留意が必要である。

II 受援体制

1 受援総合調整組織

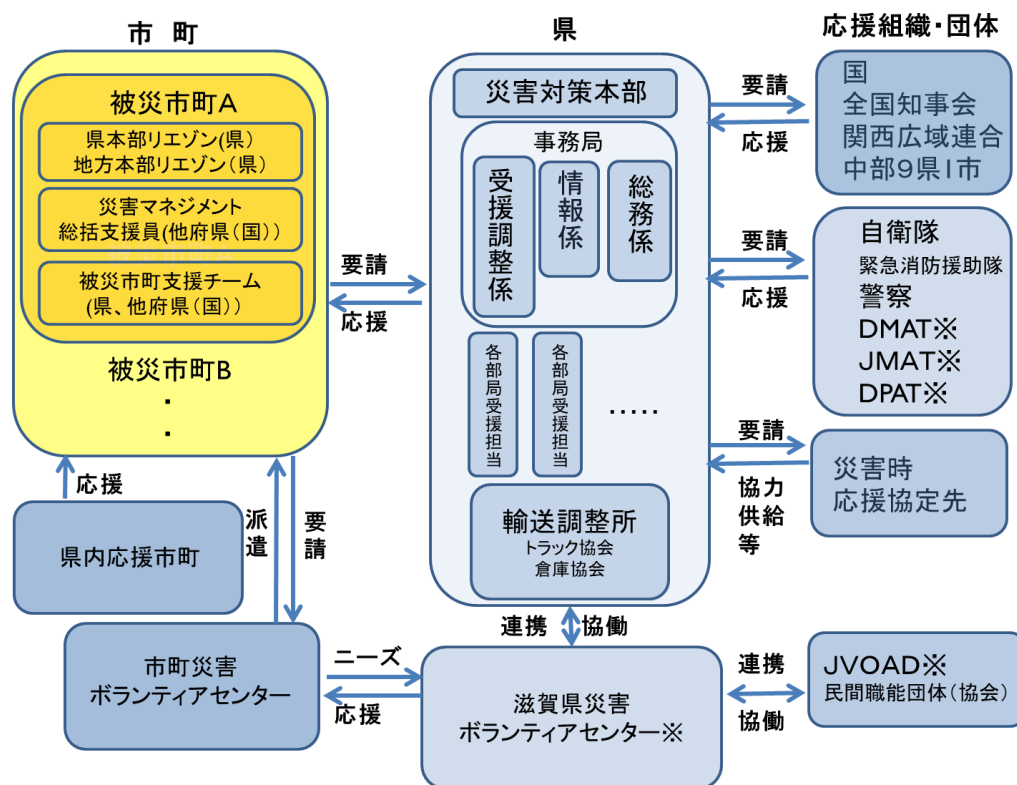
県災害対策本部内に、県外からの広域的な応援職員および緊急支援物資の受入れを統括、調整する「受援調整係」（P5 参照）、「各部局受援担当」（P6 参照）、「輸送調整所」（P8 参照）を置く。

大規模災害発生時には、災害対策の実施状況を把握した上で、共同で応援に係る総合調整を行い、配分を決定する。

（市町へ求めること）

各市町においても、地域防災計画や受援計画等に県の「受援調整係」、「輸送調整所」、「各部局受援担当」を位置づけ、市町の災害対策本部に受援調整組織や担当等を置くこと。

受援イメージ



※滋賀県災害ボランティアセンター

・大規模災害時には、県社会福祉協議会等は、「滋賀県災害ボランティアセンター」を非常時体制として、拠点を危機管理センター内に迅速に立ち上げる。

県災害対策本部は、災害ボランティアに関する情報提供等を行い、災害ボランティア活動を支援する。（P25 参照）

※DMAT (Disaster Medical Assistance Team) :災害派遣医療チーム

- ・医師、看護師、業務調整員で構成された、大規模災害時等に活動する専門的な訓練を受けた医療チーム

※JMAT (Japan Medical Association Team):日本医師会医療チーム

- ・日本医師会により組織される災害医療チーム

※DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) :災害派遣精神医療チーム

- ・精神科医師、看護師、業務調整員により都道府県および政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム

※JVOAD (Japan Voluntary Organizations Active in Disaster) :特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

- ・災害時の被災者支援活動が効果的に行われるように、地域、分野、セクターを超えた関係者同士の「連携の促進」および「支援環境の整備」を目的に設立された特定非営利活動法人

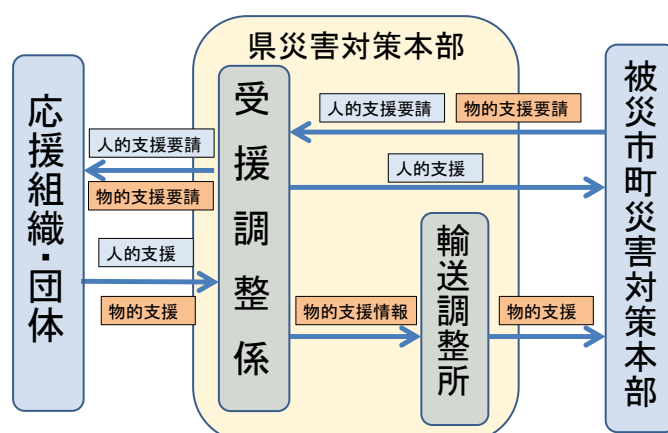
(1)「受援調整係」

県災害対策本部事務局において、人的支援や物的支援に係る調整を行うため、「受援調整係」を設置する。

[役 割]

- 全国知事会や関西広域連合等広域応援協定団体の支援スキームの応援・受援に関する窓口となり、被災市町からのニーズを積極的に収集し把握するとともに、他自治体からの応援申し出を把握し、被災市町において応援・受援にミスマッチが生じないように総合調整を実施する。
- 応援・受援の総合調整を行うため、受援連絡調整会議（P23 参照）を開催する。
- 応援・受援の人的資源・物的資源を管理するため、応援受援資源管理表を作成し、県各部局、各市町に情報を提供する。
（参考資料（様式1））（応援受援資源管理表）

物的・人的支援の流れ



〔想定される業務内容（人的支援）〕

- 情報連絡員（各部局が自部局の業務のために派遣する情報連絡員は除く。）や避難所運営等の応援職員の派遣調整
- 応援職員（受援調整係で調整する業務に限る。）派遣に係る交通手段の手配や物品調達
- 応急対策職員派遣制度にかかる職員応援調整業務
 - （１）応援団体からの問合せへの対応および可能な範囲での情報提供
 - （２）被災市町の応援ニーズの把握
 - （３）被災市町間の応援団体連絡会議の主催
 - （４）被災市町への応援職員の派遣の調整

また、受援調整係は人事課および市町振興課と連携して、応援職員の派遣や受入れを調整する。

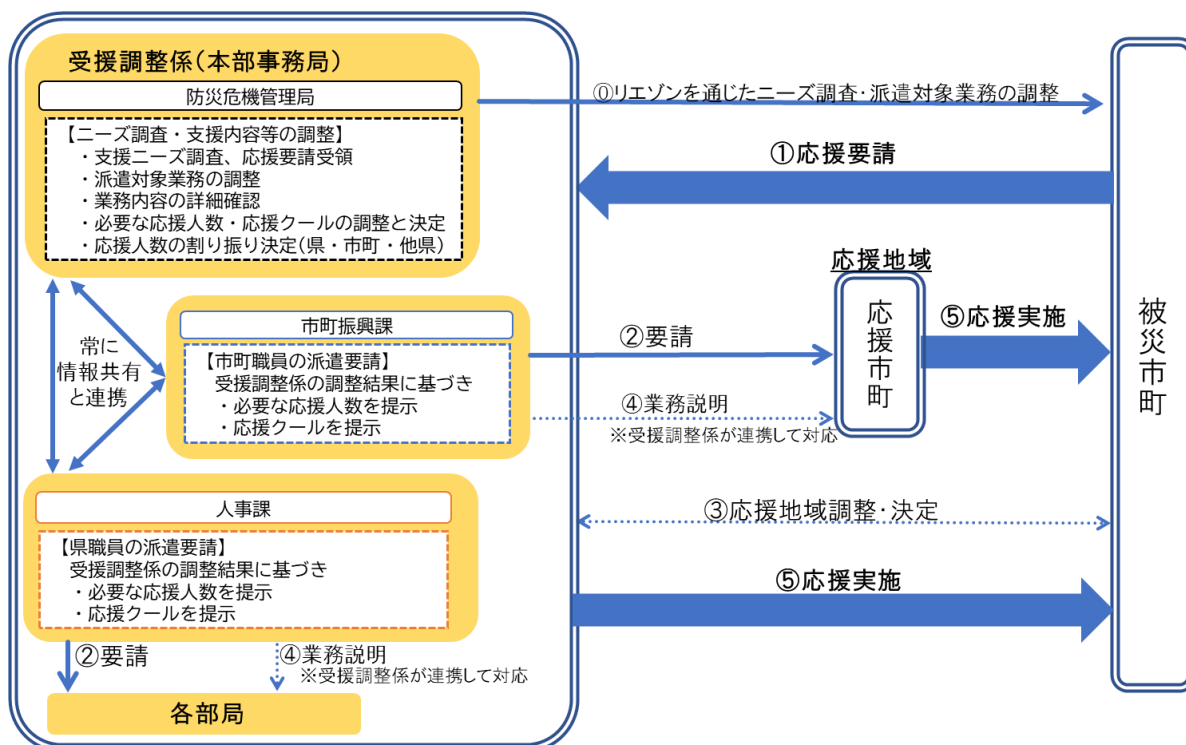
【主な役割】

担当	業務内容
受援調整係	市町の支援ニーズの把握および派遣人数・期間の調整に関すること。
人事課	職員の動員派遣（市町派遣を含む。）に関すること。
市町振興課	応援職員（市町職員）の確保に関すること。

【想定される応援対象業務】

避難所運営、住家被害認定調査業務など

応援職員の派遣調整のイメージ図



(2) 「各部局受援担当」

各部局に専門職員の応援の情報集約・整理・共有化のため「各部局受援担当」を置く。

[役 割]

○ 各部局の協定等において応援要請手続等があらかじめ定めてある場合や所管の各府省庁が調整する医療、保健、福祉、環境、農林、土木、建築等の専門職員の受入れや中長期的な行政事務支援は、各部局内に受援担当を置き、受援調整係と連携しながら応援を受け入れる。

○ 専門職員の応援の情報を集約・整理し、受援調整係に報告する。

(市町へ求めること)

各市町においては、医療、保健、福祉、環境、農林(農業、水産、農業土木、林業)、土木、建築等の専門職員の応援要請は、県の担当部局と連絡調整体制をとることを受援

(応援対象業務の区別)

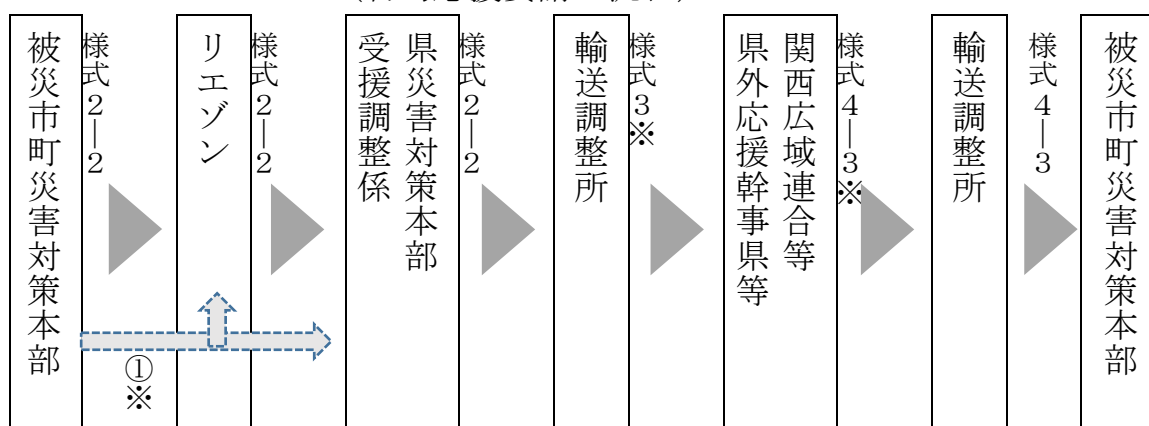
想定される受援調整係 で対応する応援対象業務	想定される各部局受援担当 で対応する応援対象業務
・市町災害対策本部支援 ・避難所運営 ・物資仕分け・荷下ろし等 ・市町応急復旧業務全般（受付窓口など） ・住家被害認定調査・罹災証明 ・その他各部局等からの要請に基づく業務	【総務部】 ・応援職員の中長期派遣受入れに関する調整 【琵琶湖環境部】 ・災害廃棄物（し尿を含む）の広域調整 ・下水道施設応急復旧 【健康医療福祉部】 ・医師、保健師、獣医師の派遣等 ・社会福祉施設に対する支援 ・広域火葬に係る業務 【健康医療福祉部、企業庁】 ・応急給水、水道施設応急復旧 【土木交通部】 ・被災建築物応急危険度判定 ・被災宅地危険度判定 ・応急仮設住宅等の供与、応急修理に係る業務 ・道路・河川・橋梁、港湾施設等応急復旧 【教育委員会】 ・災害時教育支援チームの派遣

(3) 「輸送調整所」

「災害時支援物資物流マニュアル」（令和2年9月改訂）に基づき、物流に関する協定を締結している滋賀県倉庫協会および一般社団法人滋賀県トラック協会と連携し、必要な物資が円滑に被災者のもとに届けられるよう輸送調整所を開設する。

詳細については、「災害時支援物資物流マニュアル」によるものとする。

(物的応援要請の流れ)



※①ルートは、要請が「リエゾン」に集中し対応が困難な場合等

※様式3、様式4-3は、関西広域連合の場合

[輸送調整所の構成]

輸送調整所の組織構成主体と主な業務は以下のとおり。

【主な役割】

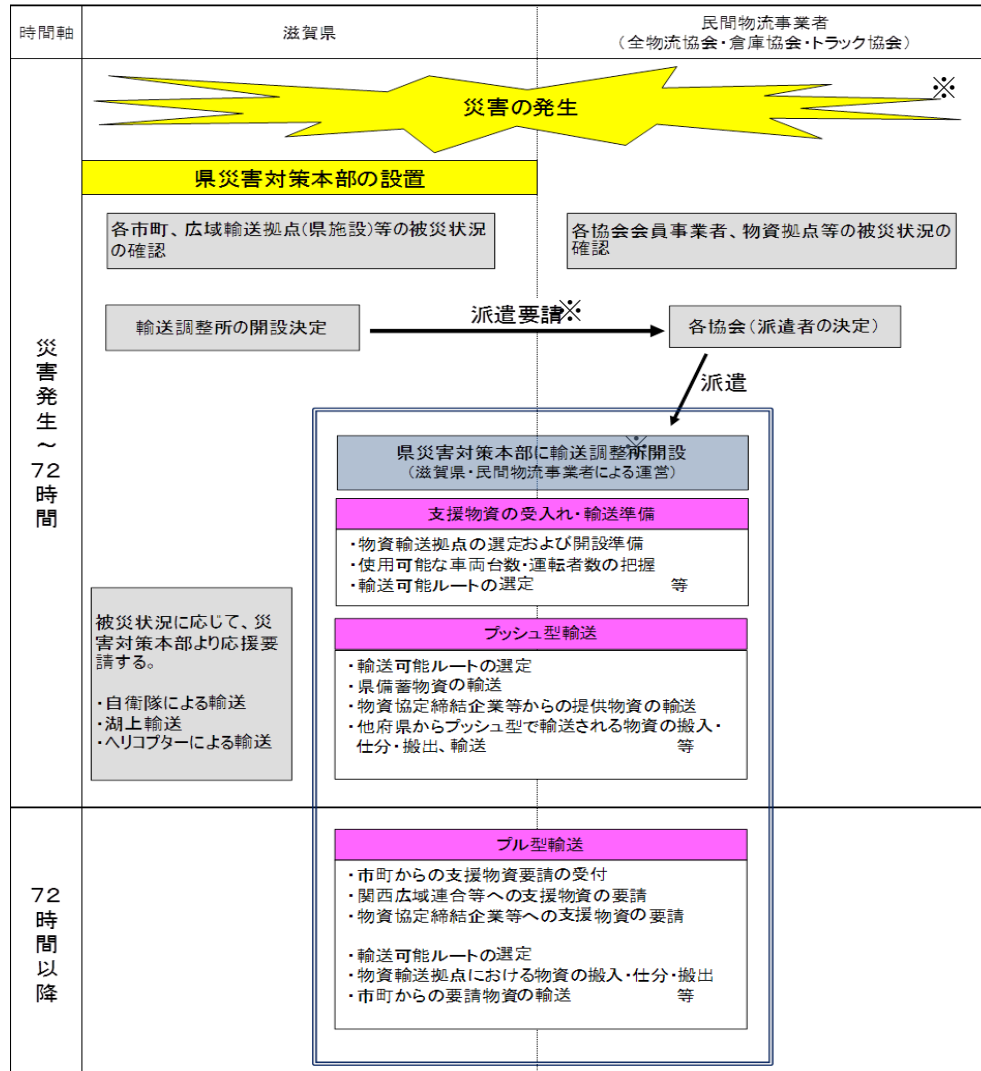
	担当	業務内容
滋賀県	防災危機管理局	災害対策（支援）本部事務局（輸送調整所）における支援物資供給業務の総括・指揮
	健康福祉政策課	災害対策（支援）本部事務局（輸送調整所）における支援物資供給業務（被災地の需要把握、物資の確保、需給調整等）
	商工政策課	災害時における支援物資の調達に関する こと
	産業立地課	災害時における支援物資の輸送に関する こと
	各健康福祉事務所	県備蓄物資の管理・払出
民間物流事業者	倉庫協会	物資拠点の開設、運営、支援物資の在庫管理等
	トラック協会	支援物資の輸送、車両の確保、輸送可能ルートの選定等

※仮設トイレの調達・輸送にあたっては、し尿の収集、処理の広域調整を行う循環社会推進課と連携して行うこと。

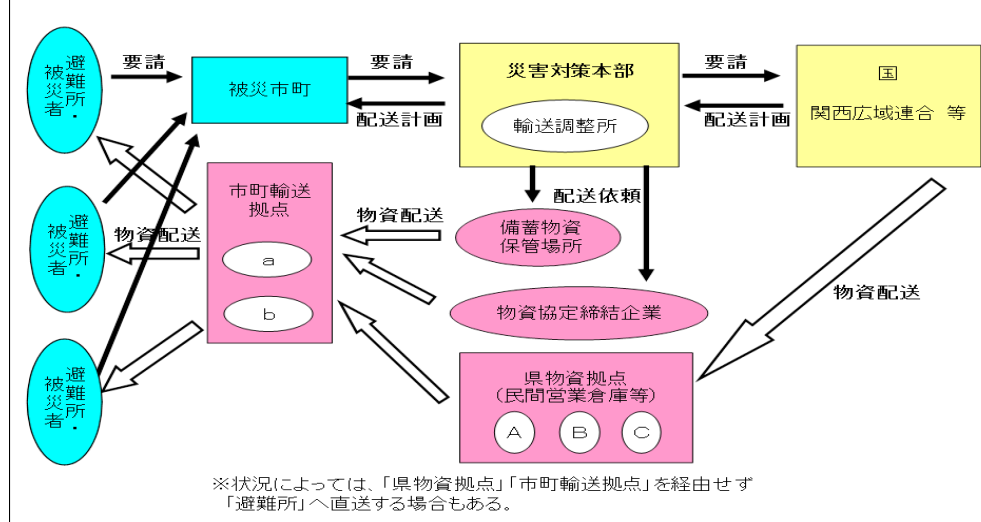
「災害発生後の支援物資供給の流れ」

災害発生後の支援物資供給の流れは【図1】、プル型輸送時における支援物資の要請・供給の流れは【図2】のとおり。（「災害時支援物資物流マニュアル」（令和2年9月改訂））

【図1】災害発生後の支援物資供給の流れ



【図2】プル型輸送時における支援物資の要請・供給の流れ



※ 物流に関する協定（平成 25 年 3 月 15 日締結）

◇滋賀県倉庫協会

「災害時における物資の保管等に関する協定書」

◇一般社団法人滋賀県トラック協会

「災害時における物資等の輸送に関する協定書」

※ 県の備蓄物資保管場所

機関名	保管場所	保管委託業者名
健康福祉政策課	大津市中庄二丁目 1-73	日本通運株式会社滋賀支店○
南部健康福祉事務所	栗東市手原八丁目 1-5	滋賀県陸上輸送協同組合
甲賀健康福祉事務所	甲賀市水口町北脇 1750-1	辻運輸有限会社
東近江健康福祉事務所	東近江市小田苅町 2004	アヤハ運輸倉庫株式会社○
湖東健康福祉事務所	犬上郡多賀町中川原字桜本 453-3	日本通運株式会社滋賀支店彦根事業所
湖北健康福祉事務所	長浜市山階町 253-1	日本通運株式会社滋賀支店彦根事業所
高島健康福祉事務所	高島市新旭町太田 2780-1	長浜営業課○ 滋賀貨物運輸株式会社湖西営業所

※ 県物資拠点（民間営業倉庫等）は、上記○印 3 拠点の他 21 拠点（合計 24 拠点）。

2 被災市町支援と情報連絡体制

(1) 市町との情報連絡体制

県は、発災直後、被災市町の業務が逼迫することから、各被災市町に「情報連絡員」および「リエゾン」を派遣し情報収集に努め状況認識の共有化を図る。

○ 情報連絡員

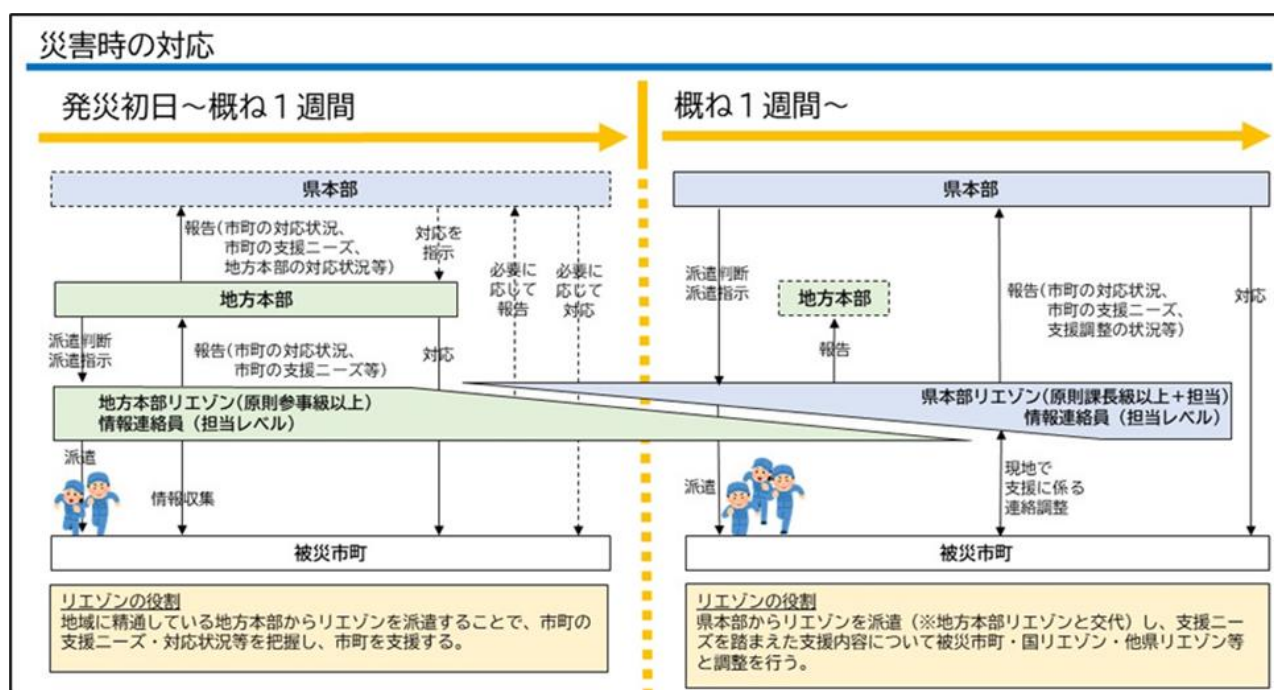
情報連絡員は、地方本部からそれぞれの管内市町に派遣し、災害対策本部から大津市に派遣する。

また、市町の災害対策本部より被害情報を入手し、都度速やかに地方本部（※大津市に派遣された情報連絡員は災害対策本部）へメール、チャットツール、電話等にて報告する。併せて、防災情報システムに被害情報等を入力あるいは入力への補助を行う。

○ リエゾン

発災初日から概ね1週間は、災害対策地方本部からリエゾン（以下「地方本部リエゾン」という。）を派遣し、市町の支援ニーズや対応状況を把握する。さらに、発災から概ね1週間以降は、地方本部リエゾンと交代し、災害対策本部からリエゾン（以下「県本部リエゾン」という。）を派遣し、支援ニーズを踏まえ、国リエゾン・他県リエゾン等と分担に係る調整を行う。

リエゾン制度の概要



(2) 被災市町支援

県は、市町の要請があった場合または県が支援の必要があると判断した場合、市町の災害対策本部に「被災市町支援チーム」を派遣し、市町が必要とする応援職員や支援物資のニーズ把握等に努め、災害対策本部運営、避難所運営、住家被害認定調査等の早期実施など被災市町における初動対応を支援する。

「被災市町支援チーム」は、局地的な災害発生時等の県と県内市町で応援対応できる場合は、県と市町で支援チームを編成することとし、「県本部リエゾン／地方本部リエゾン」「情報連絡員」「避難所運営等の支援員」により構成する。

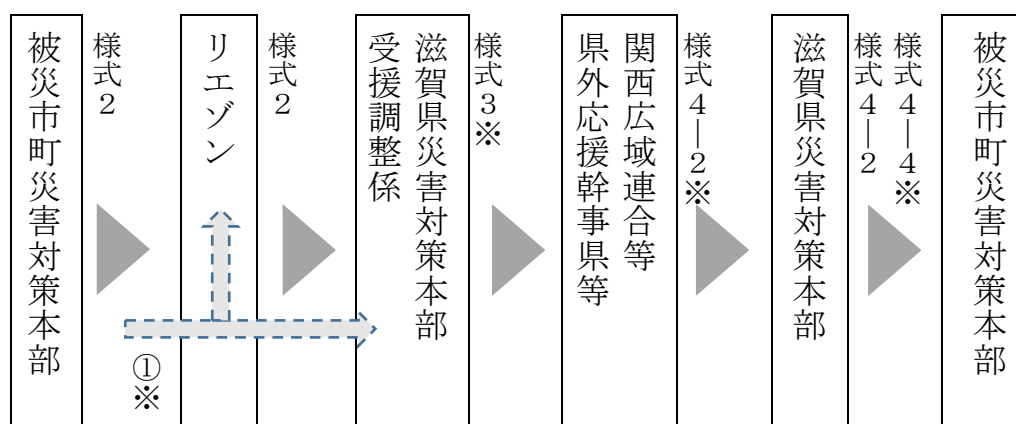
大規模災害等により県内全域で甚大な被害が発生した場合は、応援側にマネジメントを含めた支援チームの派遣を全国知事会や関西広域連合等広域応援協定団体に要請するとともに、総務省が策定した「応急対策職員派遣制度」に基づく確保調整本部に、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援、「災害マネジメント総括支援員」等による支援の要請を行う。

(被災市町支援チームの構成)

被災市町支援チーム

- ・地方本部リエゾン(発災から1週間程度派遣)
- ・県本部リエゾン(発災から概ね1週間以降に派遣)
- ・情報連絡員(地方本部から派遣)
- ・避難所運営等の支援員

(人的応援要請の流れ)



※①ルートは、要請が「県本部リエゾン／地方本部リエゾン」に集中し対応が困難な場合等

※様式3、様式4-2、様式4-4は、関西広域連合の場合

(市町へ求めること)

○各市町においては、受援組織の設置、「県本部リエゾン／地方本部リエゾン」、「情報連絡員」、「避難所運営等の支援員」を地域防災計画、業務継続計画、受援計画等に位置付けることや、避難所運営マニュアル等において、応援職員と受援市町職員の役割分担を記載するなど、受援を想定した事前の準備をしておくこと。

○応援職員を効果的に派遣するため、各市町は速やかに(原則として発災後 12 時間以内)「市町村行政機能チェックリスト(様式6)」を県リエゾンと協力して作成し、県市町振興課あて提出すること。

(3) 市町間の相互応援

県は、リエゾンを通じて被災市町から応援要請があった場合、「滋賀県地域防災計画」に基づき、被害がないもしくは被害が小規模な市町を中心に、応援要請を行うこととする。（様式7）

その後、応援団体が決定した後には、県から応援市町長あてに通知することとする。（様式8）

●要請の流れ

- ①県は、被害がないもしくは被害が小規模な市町を中心に、応援要請を行う。
- ②応援要請を受けた市町は、県からの要請を受けて応援職員派遣の調整を行う。
- ③派遣調整後、被災市町に入り、応援を実施する。

※応援業務は、避難所運営や家屋被害認定業務を想定。

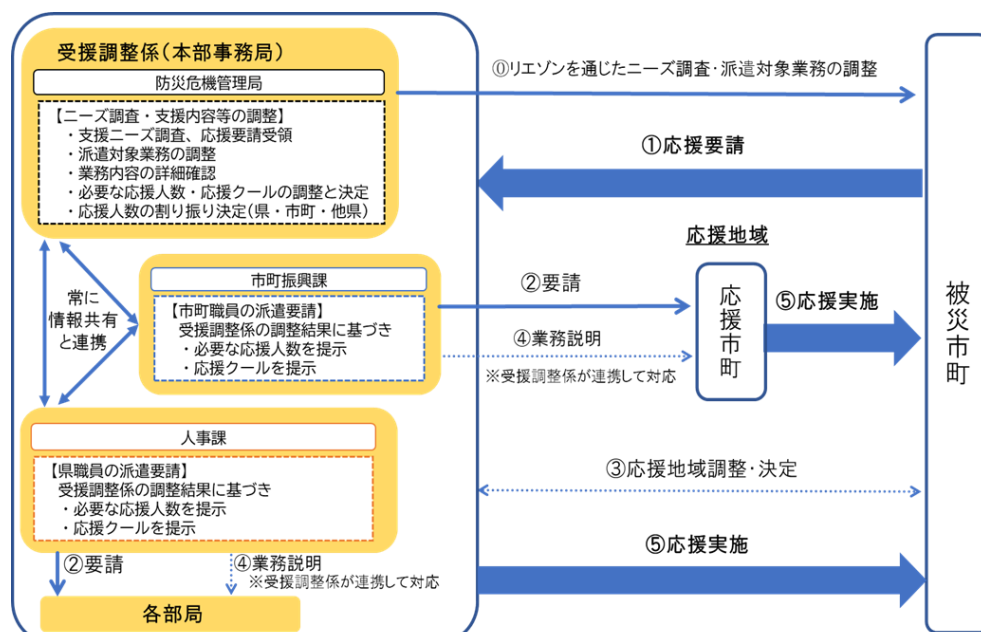
（例）鈴鹿西縁断層帯による地震が発生し、湖東圏域が被害を受けた場合



（例）琵琶湖西岸断層帯による地震が発生し、高島・大津圏域が被害を受けた場合



（応援職員の派遣調整のイメージ図）（再掲）



3 支援の事前準備

各部局においては、大規模災害に備え、平時から各業務の継続に必要な計画やマニュアル等の整備、業務執行体制の確保等の準備を行っておく。

(1) 支援対象業務の整理

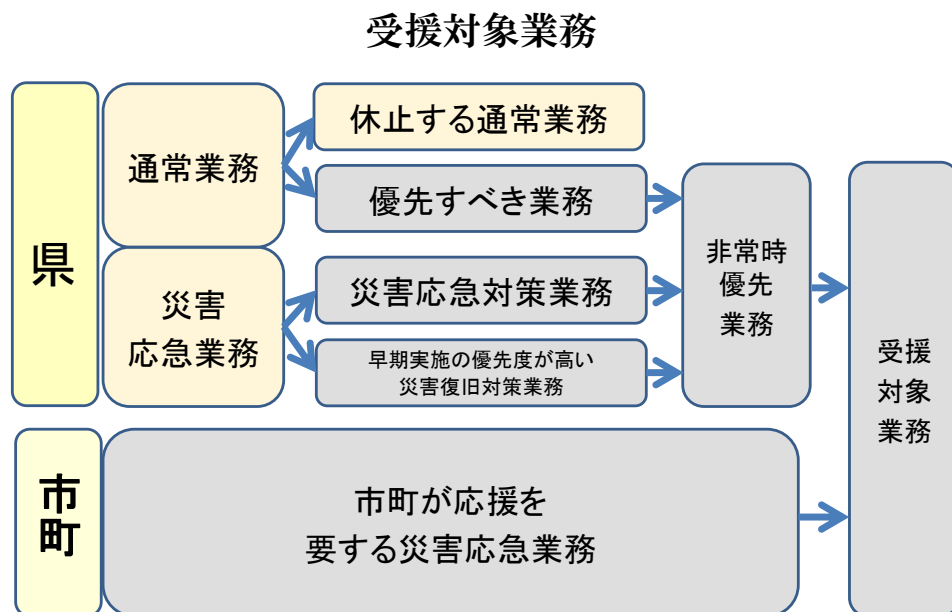
県各部局業務継続計画（BCP）に定める非常時優先業務のうち支援を必要とする業務および県内市町が支援を要する災害応急業務を支援対象業務とする。

また、支援を必要とする業務については、県各部局業務継続計画（BCP）に「支援業務シート」等を作成し業務の内容、求める職種・資格、必要な機材（用意する物、用意してもらうもの）、活動場所、業務の流れを整理しておく。（様式5）（支援業務シート）

（市町へ求めること）

各市町においては、業務継続計画、支援計画等を作成し災害時優先業務のうち支援を必要とする業務を整理しておくこと。

支援を必要とする業務については、事前に支援業務シート等を作成し業務の内容等について整理しておくこと。



(大規模災害発生時に想定される主な災害応急業務)

時期	対応事項	主な県関係課
初動期 (発災から 概ね3日間)	・災害対策本部の設置・運営 ・緊急消防援助隊の派遣要請※ ・自衛隊の災害派遣要請※ ・災害救助法の適用 ・政府現地対策本部、国応援職員の受入 ・被災市町支援チーム、リエゾンの派遣 ・燃料の確保 ・被災者生活再建支援法の適用 ・後方支援拠点の開設 ・広域輸送拠点の開設 ・被災者総合相談窓口の設置 ・応援職員の庁内調整 ・仮設トイレの設置等 ・災害廃棄物（し尿を含む）処理に係る広域調整 ・D H E A Tの派遣要請※ ・食料・物資の調達・支援要請 ・義援金の受入開始 ・県災害ボランティアセンター非常時体制への移行 ・D M A T等の派遣要請※ ・保健師の派遣要請※ ・介護職員等の応援派遣 ・D P A Tの派遣要請※ ・給水支援 ・広域火葬 ・駐日外国公館への対応（帰国支援） ・緊急輸送路の確保、通行規制の実施 ・建築物・宅地の危険度判定の実施 ・県・市町営住宅の被災状況の点検および利用可能戸数の把握、被災者受入れ	防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 防災危機管理局 広報課 人事課 循環社会推進課 他 循環社会推進課 健康危機管理課 健康福祉政策課 健康福祉政策課 健康福祉政策課 健康危機管理課 医療政策課 医療福祉推進課 障害福祉課 生活衛生課 生活衛生課 国際課・観光振興局 道路保全課 建築課・住宅課 住宅課
応急対応・ 復旧期 (概ね1ヵ 月)	・被害認定調査の実施 ・災害廃棄物の仮置場への搬入状況の把握 ・県・市町営住宅の応急修理 ・みなし仮設住宅の確保開始 ・応急仮設住宅建設地の決定 ・みなし応急仮設住宅申込受付開始 ・応急仮設住宅建設着工	防災危機管理局 循環社会推進課 住宅課 住宅課 住宅課 住宅課 住宅課

※救助・救急、消火、医療、保健活動等に係る広域派遣要請は、「滋賀県緊急消防援助隊受援計画」等のそれぞれ決められたルールにより応援要請を行う。

(2) 応援必要人数等の把握

応援を必要とする人数については、予め業務継続計画にて必要とされる職種、人数、期間を算定しておく。

災害時には、被災市町における応援職員の必要人数等については、受援調整係において、リエゾン等を通じて状況の把握に努める。

(参考資料 (様式 2) (応援要請 (計画) 書 (市町))

(市町へ求めること)

各市町においては、業務継続計画、受援計画等を作成するとともに、内閣府の「災害対応人員管理支援システム”SHIFT”」等を利用し、応援を必要とする職種、人数、期間を算定しておくこと。

4 広域応援要請

(1) 応援要請先および手順

災害時の応急対応においては、まずは、県内の市町および民間による相互支援により調整するものとするが、被害が甚大で、県内のみでは十分な対応ができない場合は、県および市町それぞれに不足する職員の派遣、物資の提供について、国および関係機関等に対し、以下により広域的な応援を要請する。

なお、県内市町および関西広域連合等の連絡調整窓口は、連絡調整窓口一覧表等を作成し毎年度当初確認する。

(参考資料 (表 1) (連絡調整窓口一覧表)

(市町へ求めること)

各市町においては、県内市町、相互応援協定締結自治体、自衛隊、緊急消防援助隊等の連絡調整窓口は、連絡調整窓口一覧表等を作成し毎年度当初確認すること。

① 国

国に応援を要請する場合は、各部局受援担当が受援調整係と連携しながら各省庁あるいは政府現地対策本部等を通じて要請する。

総務省の「**応急対策職員派遣制度**」に基づく支援の要請を行う場合は、確保調整本部に、避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援、災害マネジメント総括支援員等による支援を要請する。

要請にあたっては、（様式9-1）および（様式9-2）を提出して行うものとする。

② 全国知事会

「**全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定**」による全国知事会への応援に関する連絡調整は、関西広域連合に要請する。

③ 関西広域連合

災害の規模が大きく、被害が甚大で本県だけでは対応できない場合には、まず、関西広域連合に対して「**近畿圏危機発生時の相互応援に関する協定**」に基づき応援を要請することとする。支援を県が要請した場合、または、関西広域連合が被害が甚大で応援が必要と判断した場合は、速やかに応援の割当てが行われる。関西広域連合による緊急派遣チームを受け入れ、現地支援本部ないしは現地連絡所の設置に協力するなど、互いに連携するための体制を構築することとする。

また、広域連合構成府県・連携県や全国からの応援を円滑に受け入れるため、関西広域連合等と連携し、早急に受援体制を構築することとする。

④ 中部9県1市

「**災害時等の応援に関する協定書**」に基づく支援を要請する場合は、「災害時等の応援に関する協定 実施細則（防災）」に基づき、主たる応援県（1位三重県、2位福井県、3位岐阜県）に応援を要請する。

(2) その他

広域的な応援を要請する場合には、早期に西日本高速道路(株)および全国地方道路公社連絡協議会へ支援に係る車両の高速道路通行料金の無料措置を要請する。

滋賀県が締結している広域相互応援協定一覧

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請先	自治体 応援
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 (全都道府県) 近畿県ブロック 福井県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県、鳥取県 徳島県、滋賀県 中部知事会ブロック 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県	(1) 物資等の提供 (2) 施設、業務の提供 (3) 職員の派遣	幹事県 1	ブロック内で調整の上、応援県を決定
中部 9 県 1 市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、名古屋市	(1) 物資等の提供 (2) 施設、業務の提供 (3) 職員の派遣	主たる 応援県	
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、 関西広域連合	(1) 物資等の提供 (2) 施設、業務の提供 (3) 職員の派遣	関西広域連合 (兵庫県)	協定自治体内で調整の上、応援県を決定

5 部局間の応援

災害応急対策を中心とした非常時優先業務を優先的に実施する中で、当該業務以外の通常業務は積極的に休止あるいは当該業務の継続に支障とならない範囲で実施する。

また、各部局において、応援を要請する班は、所属部内で余裕のある班に対して応援要請を行う。部局内の調整を行った上でも人員の不足が生じる場合は、滋賀県災害対策本部要綱に基づき設置される「**応援部**」が、本部長の命を受け、当該応援を求めた部長および地方本部長の所管する業務の応援を行うものとする。

滋賀県災害対策本部要綱別表 5（第 11 条関係）

応援部	構成組織（部長充当職）	分掌事務
第 1 応援部	議会事務局 （議会事務局長）	他部実施事項の応援
第 2 応援部	人事委員会事務局 （人事委員会事務局長）	他部実施事項の応援
第 3 応援部	監査委員事務局 （監査委員事務局長）	他部実施事項の応援
第 4 応援部	労働委員会事務局 （労働委員会事務局長）	他部実施事項の応援
第 5 応援部	収用委員会事務局 （収用委員会事務局長）	他部実施事項の応援

(2) 地方本部における応援

地方本部各班で職員の応援を受けようとするときは、応援条件を示して地方本部事務局に要請するものとする。なお、要請を受けた地方本部事務局は、地方本部内で余裕のある班から動員派遣するものとするが、地方本部の全体をもってしてもなお不足するときは、県本部に応援要請するものとする。ただし、通信途絶時等においては、地方本部長限りで隣接地方本部等に要請し、事後に県本部にその旨報告するものとする。

(地域防災計画より抜粋)

7 経験者の活用

大規模災害時に災害対応業務が集中する防災危機管理局、健康福祉政策課等の関係課を円滑に機能させるため、防災危機管理局や被災地支援の経験者のある職員を、必要に応じリエゾン等として派遣することとし、あらかじめ「**防災危機管理局および被災地支援の経験のある職員をリスト化**」しておき、毎年度、リエゾン等の研修を行うものとする。

(参考資料 (表-2) (防災危機管理局および被災地支援経験者リスト))

8 経費負担

災害救助法の対象経費については、県が負担する。

職員の短期派遣に係る経費のうち対象外の経費については、派遣自治体に特別交付税措置の申請を要請した上で、残りの負担部分については、要請自治体の負担を原則とし、各種協定等に基づき協議するものとする。

区分	負担の考え方
災害救助法の対象経費	県負担
災害救助法の対象外経費	・派遣自治体に特別交付税措置（実経費の5～8割） ・残部分は、原則として要請自治体の負担となるが、各種協定等に基づき協議する。

Ⅲ 状況認識の共有化

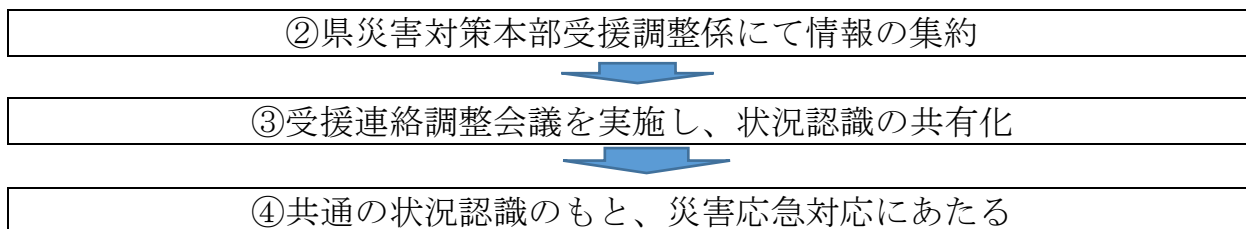
1 受援連絡調整会議の設置

「受援調整係」、「各部局受援担当」、「県本部リエゾン／地方本部リエゾン」、応援のために派遣された情報連絡員等により「受援連絡調整会議」を行い、状況認識の共有化と支援に関する総合調整を行う。なお、本会議においては、受援調整係が事務局として運営を行う。

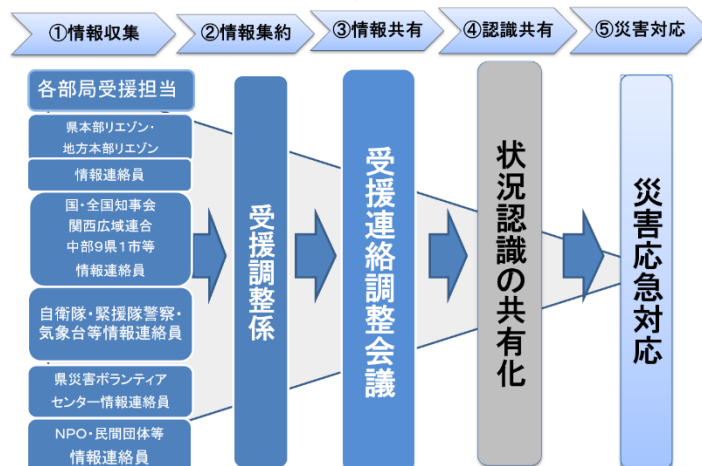
(市町へ求めること)

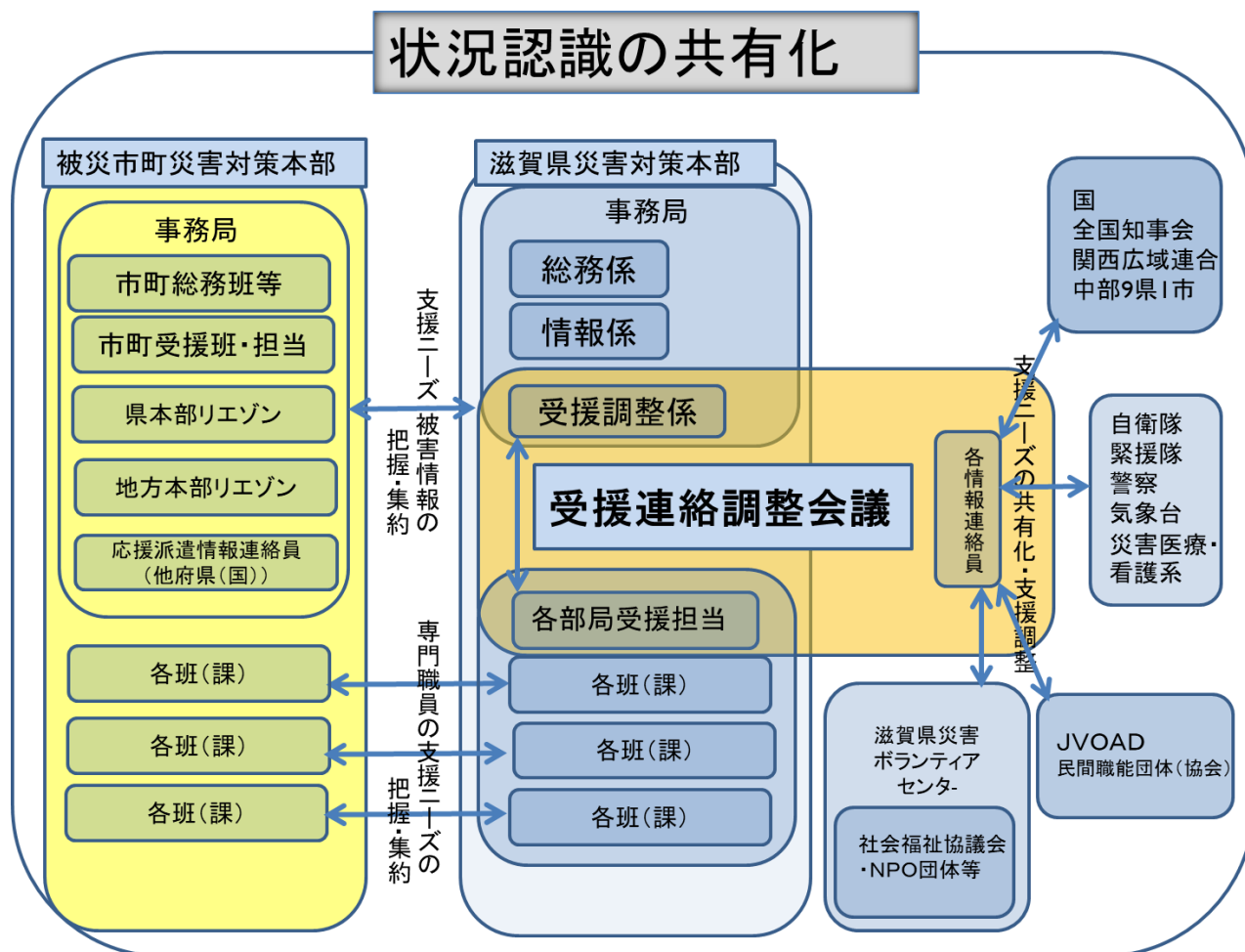
市町の支援ニーズや被害情報が県の受援連絡調整会議に集約されるように、受援計画等に市町に派遣する「県本部リエゾン／地方本部リエゾン」、「情報連絡員」を位置づけること。

①情報収集、調整	受援側		応援側
	被災市町災害対策本部	「各部局受援担当」	各応援団体
	・「リエゾン」は、被災市町からのニーズを積極的に収集 ・「情報連絡員」は、被害情報を入手し、滋賀県防災情報システムに入力または補助	・専門職員の受入れについて、被災市町の各担当課と調整し支援ニーズを把握し、国などに応援要請を行う。	・情報連絡員を派遣し情報収集



状況認識の共有化



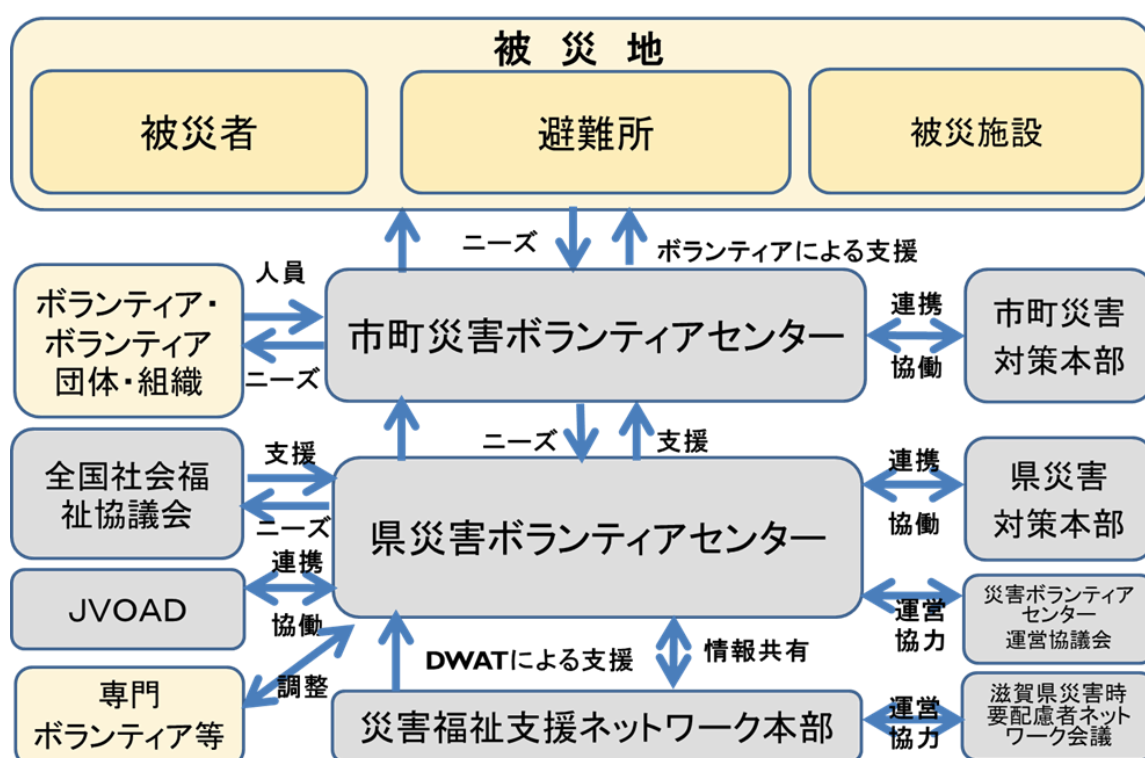


Ⅳ 多様な団体との連携

1 多様な団体との連携体制

県は、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体、医療・保健・福祉分野の専門団体、当事者団体等で構成する「滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議」を活用し、関西広域連合とも協調しながら多様な団体との連携体制を確立する。

ボランティアの受入れイメージ図



(1) 「滋賀県災害ボランティアセンター」

大規模災害時には、県社会福祉協議会等は、「滋賀県災害ボランティアセンター」を非常時体制に移行し、拠点原則として県災害対策本部が設置される施設内に迅速に立ち上げる。

県災害対策本部は、専門性の高い災害ボランティアを含む災害ボランティアに関する情報提供等を行い、災害ボランティア活動を支援する。

現地ボランティアセンターの運営に当たっては、「滋賀県現地災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」を基本とする。

(2) 「滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会」

ボランティア・NPO団体、関係団体・組織等と滋賀県で構成する「滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会」は、平常時から、災害時の連携体制や役割分担等、センター運営について協議し、災害発生時には、「滋賀県災害ボランティアセンター」の円滑な運営に協力する。

(3) 「滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議」

ボランティア・NPO団体、関係団体・組織等と滋賀県で構成する「滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議」は、災害時における県域、広域（福祉圏域）、市町域での要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携支援できるように県域の支援者および当事者が連携し協議を行うことで、災害時要配慮者支援対策を推進する。

(4) 「災害福祉支援ネットワーク本部」

県内に、しが DWAT 派遣基準に該当する災害が発生した場合、災害派遣福祉チーム（しが DWAT）の派遣調整等のため、「災害福祉支援ネットワーク本部」を立ち上げ、必要に応じて「滋賀県災害ボランティアセンター運営協議会」と情報共有を行う。

(5) 多様な団体との連携に際して

災害時に備え、熊本地震や能登半島地震等で活躍した「JVOAD※」のような、ボランティア組織の支援コーディネーションを行う団体との連携を検討しておくとともに、より効果的な活動調整が行えるよう、専門性の高いNPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う災害中間支援組織の設置についての検討を進めておく。

※ JVOAD : Japan Voluntary Organizations Active in Disaster
特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

2 民間団体との災害時応援協定

災害時応援協定が適切なタイミングで円滑に機能するよう、発災時からの経過時間ごとに、協定の相手方（約230協定約400団体（R6.3.1現在））の連絡窓口や依頼手順等について詳細に整理したマニュアルを作成し、マニュアルに基づき、必要な訓練を実施しておく。

（市町へ求めること）

各市町においても、受援計画等に多様な団体の積極的な受け入れや連携、災害応援協定の運用方法について記載し、多様な団体による支援を効率的に活用すること。

V 環境整備

1 応援職員の執務環境整備

(1) 政府現地対策本部等

県は、政府が、現地対策本部を設置する場合は、県等と連携し迅速な応急対策が実施できるよう、危機管理センター2階災害対策室に必要な執務スペースおよび設備を確保し、円滑な連携を図る。

(2) 関西広域連合、知事会等の現地連絡室

県は、危機管理センター3階災害対策室12に、広域支援として各知事会等から派遣された連絡員・リエゾンの執務スペースおよび設備を確保し、連携、情報共有を図る。

(3) 防災関係機関執務室

消防・警察・自衛隊・気象台・医療機関・ライフライン事業者、ボランティアセンター等の防災関係機関が活動する執務室は、危機管理センターの災害対策室（12部屋）をフェーズに応じて柔軟に活用する。

（参考資料（図ー1）（災害時危機管理センター配置図）

(4) インターネット環境

応援職員のためのインターネット環境は、応援側でモバイル機器等の確保を要請した上で、滋賀県情報処理規定第11条の規定に基づく「インターネット利用環境運用管理要領」第27条の規定に基づき、所属長の判断により前述のモバイル機器等を用いてインターネットを利用することができるものとする

滋賀県危機管理センターにおいては、上記に加え「滋賀県危機管理センターインターネット環境利用規約」によりインターネット環境を応援職員に提供する。

（市町へ求めること）

各市町においても、避難所運営など災害対応業務のマニュアルに応援職員への対応や執務室の確保を位置付けるなど、受援を想定した事前の準備をすること。

2 応援活動のための資機材

(1) 地図、車、住宅被害認定の器具等

応援職員が応援活動のため使用する地図、車、住宅被害認定の器具等の資機材については、レンタカー、名札（職員証）、災害用ビブス等「応援側が用意する物」と地図等の「受援側が用意する物」を事前に整理するものとする。応援側が用意する物については、応援要請時に、応援側で確保するように要請する。

(受援資機材一覧)

応援側に用意を依頼する物	受援側が用意する物
車両等の移動手段および非常用燃料	執務机、椅子
食料、飲料水	管内図、地図
宿泊先または寝袋、毛布等	ホワイトボード
パソコン、プリンター	コピー機、FAX
デジタルカメラ	プロジェクター
携帯電話、モバイル通信機器	自動血圧計、常備薬、AED
災害用ビブス	
個人装備（防寒着、ライト、ヘルメット、手袋、マスク、筆記用具）	
その他（トイレパック、ウェットティッシュ）	
専門職員の資機材	

3 応援職員の生活・健康・安全環境整備

(1) 宿泊施設、休憩所、食料・水

応援職員の生活環境については、応援側での宿泊施設や食料、水の確保を要請した上で、危機管理センター5階の休憩室・シャワー室、職員用備蓄品等を提供する。

なお、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(2) 健康・安全環境

職員の健康・安全管理のため、自動血圧計、常備薬、AED等の資機材を整備しておく。

(市町へ求めること)

各市町においても、避難所運営マニュアル等に自らの職員、応援職員への勤務ロケーションや休憩室の確保を位置付けるなど、受援を想定した事前の準備をすること。

VI 受援力の向上

1 訓練・研修

定期的に、「滋賀県災害時受援計画」による応援の受入れについて、市町、関西広域連合、県トラック協会、県倉庫協会等の災害時応援協定先等と連携を強化するため、図上訓練や実働訓練を実施する。

また、災害時のみに発生する住家被害認定調査等の研修についても、市町職員を支援するため、実践的な研修機会の提供に努める。

2 市町における受援計画の策定支援と情報共有

市町においても、国が策定したガイドラインに基づき、県受援計画との整合が図られた受援計画を早期に策定されるよう支援する。

また、平時から県内市町の受援計画や災害時の対応マニュアル等を集約し、関係機関での情報共有を図る。

3 自助・共助の促進

市町が早期に災害復旧業務に取り組める体制を確保するためには、地域住民による自主的な避難活動・避難所運営、NPO、ボランティア団体等との連携による災害応急対応の実施が重要であり、平時から自助・共助による自主防災活動の促進を支援する。

4 計画の推進

この計画は、PDCAサイクルにより見直しを行い、効果や実効性を確保します。

VII 参考資料

1 滋賀県災害時受援計画の作成手順

(1) 検討会の設置

学識経験者、地域防災アドバイザー、社会福祉協議会、過去の災害で支援の経験がある県職員、市町職員等から広く意見を聴取し、実効性のある滋賀県災害時受援計画を作成するため、検討会を設置しました。

(2) ワークショップ形式による検討会の実施

検討会は、ワークショップ形式で 2 回行い、学識経験者の指導のもと、課題や良かった点を附箋等へ書き出し、項目毎に整理・分類しました。

(3) 検討会の結果

検討会により受援計画に必要な項目を整理した結果を、下記のとおり分類し、この 4 項目を柱に本計画を作成することとしました。

- 受援体制
- 状況認識の共有化
- 多様な団体との連携
- 環境整備

2 参考資料

(表—1) (連絡調整窓口一覧表)

(参考資料 (表-2) (防災危機管理局および被災地支援経験者リスト)

(図—1) (災害時危機管理センター配置図 (案))

3 様式

(様式1) (応援受援資源管理表)

(様式2—1) (人員応援要請書 (市町⇒県))

(様式2—2) (物資応援要請書 (市町⇒県))

(様式3) (広域応援要請書)

(様式4) (広域応援計画書) 参考添付

(様式4—2) (広域応援要請 (計画) 内訳書1 (職員の派遣))

(様式4—3) (広域応援要請 (計画) 内訳書2 (物資・資機材の提供))

(様式4—4) (広域応援要請 (計画) 内訳書3 (その他))

(様式5) (受援業務シート)

(様式6) (市町村行政機能チェックリスト)

(様式7) (応援要請書 (県⇒市町))

(様式8) (応援地域決定通知 (県⇒市町))

(様式9—1) (被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書)

(様式9—2) ((様式9—1) の内訳書) (県⇒総務省)

(表— 1) (連絡調整窓口一覧表)

年度当初更新

団体名	機関名	担当課	電話番号	
			勤務時間内	勤務時間外
自衛隊	第3偵察戦闘大隊	緊急連絡先を含むため、記載を省略		
消防庁	応急対策室			
関西広域連合	広域防災局			
総務省	自治行政局 公務員部 公務員課			
全国知事会				
中部9県1市				

※「防災電話」「地域衛星電話」は、防災電話機からの発信番号

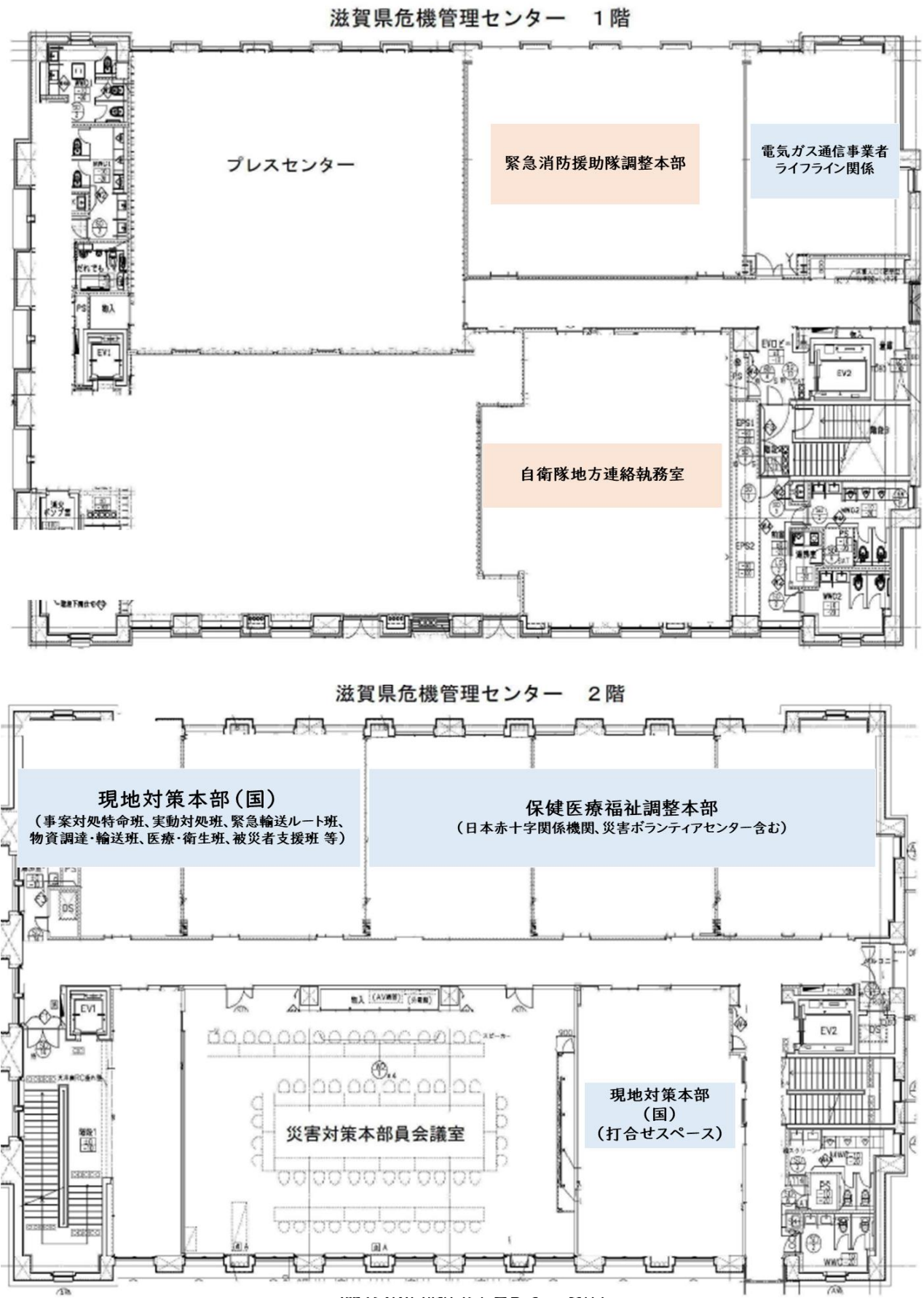
※内線電話による場合は、その前に「6」をつけること

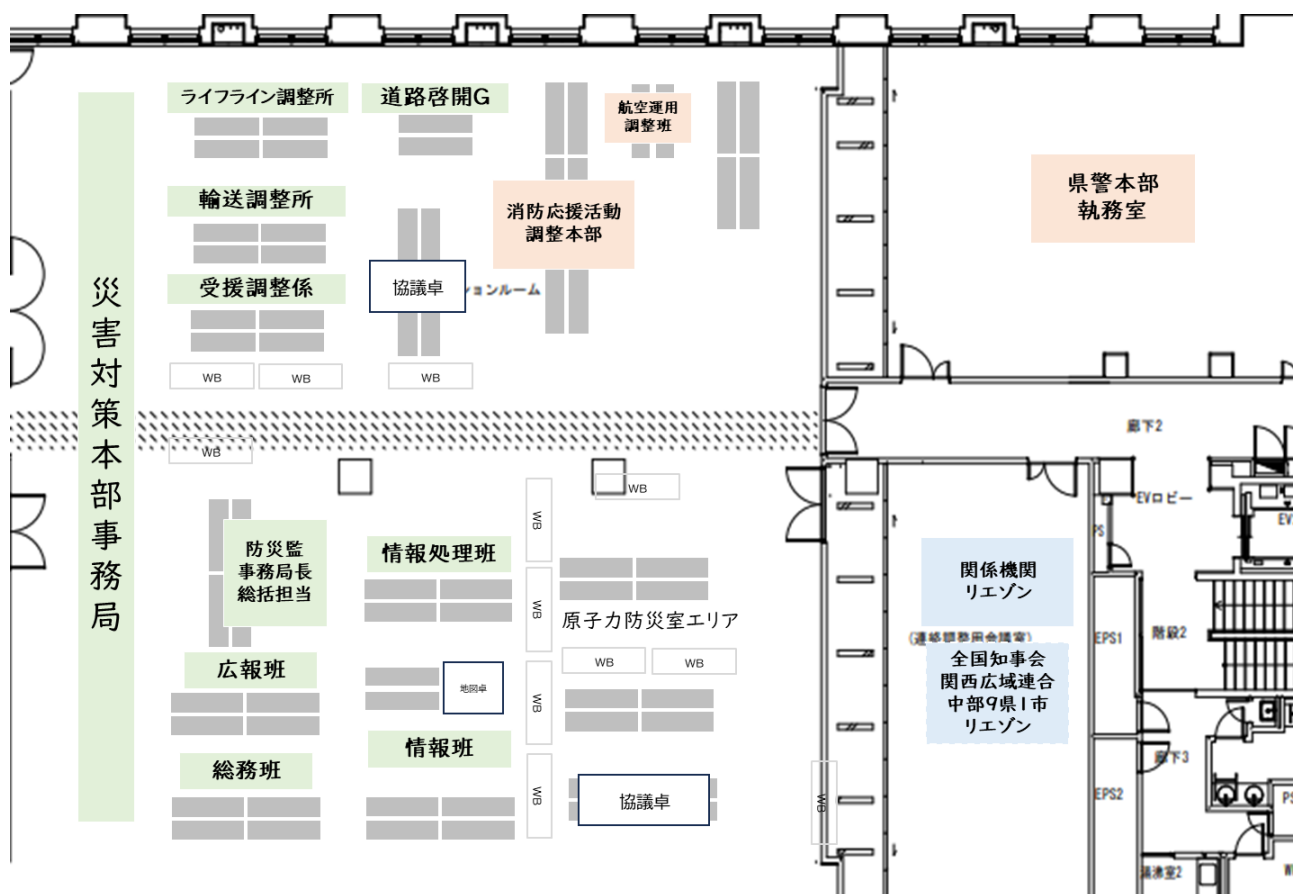
(表— 2) (防災危機管理局および被災地支援経験者リスト)

毎年度当初更新

番号	所属	職名	氏名	経歴	備考

(図一 1) (災害時危機管理センター配置図 (案))





(様式 2—1) (応援要請書 (市町⇒県))

応援要請書

滋賀県災害対策本部長 様

(被災市町長)

標記につき、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 応援を要する被害の状況
- 2 必要とする職員の職種、人員および業務内容
- 3 応援場所および経路
- 4 応援の期間
(長期になる場合等は、交代による派遣の可否についても記載)
- 5 その他

【連絡先】

所属 :
担当者 :
tel :
e-mail :

(様式 2-2) (物資応援要請書 (市町⇒県))

【物流マニュアル様式4】支援物資要請票・輸送連絡票				「要請票」：市町から県へ要請する		No. _____
（要請票：市町→滋賀県 輸送連絡票：滋賀県→市町）						
支援物資要請票・輸送連絡票						
「輸送連絡票」：県から市町へ輸送内容を連絡						
市町記入欄	要請日		年 月 日			
	市町名				記入担当者 （電話番号）	
	納品場所	施設名				
		住所				
		担当者	（TEL: ）			
要請内容(市町記入)						
	品 名	数量(単位)				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
輸送内容(滋賀県記入)						
品 名	数量(単位)	箱数	容積／箱 縦・横・高さ(cm)			
要請受付(滋賀県記入)						
受付日	年 月 日					
受付者						
輸送連絡(滋賀県記入)						
納品日時	年 月 日 時～ 時					
運送会社名						
運転手氏名						
携帯番号						
車番・車種	t車					
納品確認(滋賀県記入)						
納品日	年 月 日					
納品確認者						

(様式－３)(広域応援要請書)

第 号
年 月 日

(関西広域連合長) あて

滋賀県 印

応 援 要 請 書

(関西広域応援・受援実施要綱、関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書および近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定)に基づき、下記のとおり応援を要請します。

(鳥取県が要請する場合)

関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

2 添付書類

- ・ 体制および被害状況
- ・ 応援要請内訳書 1 (様式 4-2) から応援要請内訳書 3 (様式 4-4)

3 連絡先

担 当 部 署 名

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

E - m a i l

※ 当該様式は初回のみ提出し、以降は随時、応援要請内訳書 1 (様式 2-2) から応援要請内訳書 3 (様式 2-4) のみを関西広域連合 (カウンターパート方式による場合は自府県を応援する幹事府県) に提出すること。

(様式-4) (応援計画書)

平成 第 年 月 日

被応援府県知事、応援府県知事および応援政令市長 あて

(関西広域連合長) 印

応 援 計 画 書

(関西広域応援・受援実施要綱、関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書および近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定)に基づき、下記のとおり応援計画を作成したので通知します。

記

1 被応援府県名および応援を要請する理由

2 応援の割当て

(通常の場合(カウンターパート方式によらない場合))

別添の応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のとおり

(カウンターパート方式による場合)

被応援府県名	左記府県を応援する府県名

※ 被応援府県は、自府県を応援する府県に、応援要請内訳書1(様式2-2)から応援要請内訳書3(様式2-4)を随時提出すること。

3 添付書類

- ・ 応援要請書の写し
- ・ 応援計画内訳書1(様式4-2)から応援計画内訳書3(様式4-4)(カウンターパート方式による場合は応援要請内訳書1から応援要請内訳書3の写し)

4 連絡先

担 当 部 署 名

担 当 者 名

電 話 番 号

F A X 番 号

E - m a i l

※ 当該様式は初回のみ発出し、以降は随時、応援計画内訳書1(様式2-2)から応援計画内訳書3(様式2-4)のみを発出する。

(様式4-2)

応援要請（計画）内訳書1（職員の派遣）

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体						

応援要請内訳（被応援府県記入欄）								応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）					
応援要請 内訳書 1 作成月日時	期間	職種	活動内容	人員	場 所 ※1	交通手段 ※2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	人員	期間	場 所	交通手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
00月00日 00時	記入例 00月00日 ～00月00日	土木職	道路災害復旧 事業（設計書 作成等）	30人	〇〇土木事務所 （〇〇市〇〇） ほか ※詳細は右記担当部署と調 整してください。	陸路可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 00000@pref. 00000. lg. jp	〇〇県	5人	00月00日 ～00月00日	〇〇土木事務所 （〇〇市〇〇）	電車	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 00000@pref. 00000. lg. jp
	〇〇府							10人	00月00日 ～00月00日	△△土木事務所 5人 （〇〇市〇〇） ××土木事務所 5人 （〇〇市〇〇）	電車、バス	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 00000@pref. 00000. lg. jp	
	〇〇県							5人	00月00日 ～00月00日	□□土木事務所 （〇〇市〇〇）	公用車	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 00000@pref. 00000. lg. jp	
								残10人		※全国知事会を通じて他ブ ロックの都道県に要請中			

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 交通手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りヘリポート等）又は水路（最寄り港湾等）を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。（充足した職種は削除し、不足している職種のみ記載すること。）

※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式4-3)

応援要請（計画）内訳書2（物資・資機材の提供）

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体						

応援要請内訳（被応援府県記入欄）									応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）								
応援要請 内訳書2 作成月日時	必要時期	品目	規格・用途	数量		場 所 ※1	輸送手段 ※2	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	発送時期	品目	規格	数量		場 所	輸送手段	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
					単位									単位			
00月00日 00時	00月00日 ～未定	食料	※調理が簡単 なもの	100,000	食	〇〇県〇〇市、〇〇町内 ※詳細は右記担当部署と調 整してください。	陸路可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp	〇〇県	00月00日	アルファ化米		30,000	食	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇体育館	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸㈱	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp
									〇〇府	00月00日	アルファ化米	五目ごはん 100g/袋	40,000	食	〇〇県〇〇市〇〇 〇〇センター	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸㈱	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp
									〇〇県	00月00日	乾パン	100g/缶	10,000	缶	〇〇県〇〇町〇〇 〇〇体育館	陸路 〇トラック〇台 〇〇運輸㈱	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp
													残20,000	食	※全国知事会を通じて他ブ ロックの都道県に要請中		

※1 可能な限り場所のわかる地図等を添付すること。

※2 輸送手段欄に陸路の可・不可を記入すること。また、陸路が不可の場合は、空路（最寄りヘリポート等）又は水路（最寄り港湾等）を記入すること。

※3 可能な限り内容を明記すること。

※4 随時更新し提出すること。（充足した品目は削除し、不足している品目のみ記載すること。）

※5 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式4-4)

応援要請（計画）内訳書3（その他）

年 月 日 時作成

	団体名	担当部署名	担当者名	電話番号	FAX番号	E-mail
被 応 援 府 県						
応 援 計 画 内 訳 書 作 成 団 体						

応援要請内訳（被応援府県記入欄）						応援計画内訳（応援計画内訳書作成団体記入欄）					
応援要請 内訳書3 作成月日時	内 容	要請元等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail	応援府県名	内 容	受入れ先等	期 間	備 考	連絡先 担当部署名 担当者名 電話/FAX番号 E-mail
記入例 00月00日 00時	避難者の受入れ (避難者数約300名)	〇〇市	00月00日～ (1か月程度)	移動用バスは被災 府県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp	〇〇府	避難者の受入れ (避難者数約300名)	〇〇総合体育館 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (1か月程度)		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp
00月00日 00時	傷病者の受入れ (傷病者1名)	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期末定)	〇〇疾患 〇〇市の救急車に て搬送予定	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp	〇〇県	傷病者の受入れ (傷病者1名)	〇〇病院 (〇〇市〇〇)	00月00日～ (終期末定)		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp
00月00日 00時	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇町	00月00日～	搬送手段は被災府 県で確保可	〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp	〇〇県	遺体の火葬 (遺体100体)	〇〇火葬場 (〇〇市〇〇)	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp
00月00日 00時	災害廃棄物の処理 (可燃物10万トン)	〇〇市	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp	〇〇府	災害廃棄物の処理 (可燃物7万トン)	〇〇処分場 (〇〇市〇〇)	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp
						〇〇県	災害廃棄物の処理 (可燃物3万トン)	〇〇処分場 (〇〇市〇〇)	00月00日～		〇〇〇〇課 〇〇、〇〇 TEL. 000-000-0000 FAX. 000-000-0000 000000@pref. 00000. lg . jp

※1 可能な限り内容を明記すること。

※2 随時更新し提出すること。（既済の案件は削除し、未済の案件のみ記載すること。）

※3 この様式は必要に応じて適宜修正できるものとする。

(様式-5) (受援業務シート)

受援業務シート

業務種別

業務番号

() 部 () 班 (課)

受援対象業務名称					
業務開始目標時間	日以内	業務終了目標時間	以内	1日必要人数	人/日

業務マニュアル有無	有・無	→	名称等	
-----------	-----	---	-----	--

【応援要請に関する情報】

受援対象業務の内容 (事務分掌)	
---------------------	--

応援を要する人材	求める職種・資格	要請する業務内容

【受援体制に関する情報】

指揮命令者		受援担当者	
-------	--	-------	--

	県側	応援側
用意する資機材		
主な活動場所		

【活動体制（1日の流れ）】

準備		
----	--	--

会議・打合せ		
--------	--	--

主な業務〇〇時～〇〇時		
-------------	--	--

1日の報告、情報共有		
------------	--	--

とりまとめ		
-------	--	--

翌日作業設計		
--------	--	--

市町村行政機能チェックリスト

<送付先>滋賀県市町振興課課 (FAX：077-528-4820 TEL：077-528-3233)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX03-5253-5592 TEL03-5253-5516) へ送付

市町村行政機能速報 (チェックリスト)	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	滋 賀 県
	市町村	
	報告者職名氏名	職名 氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 (派遣元)

総務省受信者氏名

災害名： (第 報)

1. トップマネジメントが機能しているか

- ①市町村長の安否は確認できたか
(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名)
- ②災害対策本部会議を定期的に行っているか
- ③災害応急対策業務(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」という)の
役割分担を行い、責任者が明確になっているか
- ④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定型化等)
- ⑤特記事項

2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

- ①職員は業務等を担うために適切に参集しているか
(職員の参集状況約 % (業務等実施予定職員約 名中約 名参集))
- ②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか
- ③特記事項

3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

- ①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような
損壊が生じているか
- ②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか
- ③安否確認、被災者支援に不可欠な住民登録等のデータに支障が生じているか
(停電、端末・サーバーの損壊、設置場所への立入不可など)
- ④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

(様式 7) (応援要請書 (県⇒市町))

被災市町への応援職員の派遣についての要請書

(応援市町長) 様

滋賀県災害対策本部長

標記のことについて、以下のとおり要請します。

記

1 応援を要する被害の状況

2 必要とする職員の職種、人員および業務内容

3 応援場所および経路

4 応援の期間

(長期になる場合等は、交代による派遣の可否についても記載)

5 その他

【連絡先】

所属：

担当者：

tel：

e-mail：

(様式 8) (応援決定通知 (県⇒市町))

応援団体の決定について (通知)

(応援市町長) 様

滋賀県災害対策本部長

下記のとおり、滋賀県災害対策本部において貴団体を応援団体に決定しましたので、通知します。

記

災 害 名	
決 定 日	
支援団体	
派遣先の 被災市町	
その他	

【連絡先】

所属 :
担当者 :
tel :
e-mail :

〇〇年〇〇月〇〇日

応援職員確保調整本部 御中
(事務局：総務省自治行政局公務員部)

被災都道府県（担当部署）

被災市区町村への応援職員の派遣についての協力依頼書

標記のことについて、別添のとおり協力を依頼します。

添付書類

様式 5－2

連絡先	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
F A X 番号	
E－M A I L	

様式5-2

被災都道府県名	被災市区町村名

文書番号	年月日

被災都道府県窓口		被災市区町村窓口	
担当部署		担当部署	
担当者名		担当者名	
電話番号		電話番号	
FAX番号		FAX番号	
E-MAIL		E-MAIL	

No.	期間(※)	業務(職種)	人数(※)	主な業務実施場所	左記までの交通手段	特記事項
1	～					
2	～					
3	～					
4	～					
5	～					

※見込みを含む。

連絡欄(応援職員の派遣に関して必要な事項を記載(別紙による業務実施場所の地図等の添付も可))

--

4 滋賀県災害時受援計画の検討会概要

(1) 「滋賀県受援マニュアル検討会設置運営要綱」

滋賀県受援マニュアル検討会設置運営要綱

(設置)

第1条 「滋賀県地震防災プラン」に基づき、学識経験者、地域防災アドバイザー、社会福祉協議会、県職員、市町職員等から広く意見を聴取し、実効性のある滋賀県受援マニュアルを作成するため、「滋賀県受援マニュアル検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次の事項を所掌する。

- (1) 「滋賀県受援マニュアル」の作成に関すること
- (2) その他受援マニュアルの作成に関し必要な事項

(構成)

第3条 検討会のメンバーは、別紙に掲げる者または機関若しくは団体において選任された者をもって構成する。

- 2 検討会には、座長を置き、防災危機管理監が指名する者をもって充てる。
- 3 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名するメンバーが職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会は、座長が招集する。

- 2 座長は、検討会の目的を達成するために必要と認めるときは、検討会にメンバー以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、総合政策部防災危機管理局地震・危機管理室が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

(2)「滋賀県受援マニュアル検討会設置運営要綱」

座長：同志社大学社会学部教授 立木 茂雄

滋賀県受援マニュアル検討会 構成員名簿		
		[敬称略]
団体・所属・役職・氏名等		備考
たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」代表	おあた 直子 太田 直子	地域防災アドバイザー
同志社大学社会学部教授	たつき しげお 立木 茂雄	学識経験者 (災害社会学)
兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科特任教授	ほんじょう ゆういち 本庄 雄一	学識経験者 (災害社会学)
滋賀県社会福祉協議会福祉用具センター課長	いかい りつこ 猪飼 立子	福祉、災害ボランティア
大津市社会福祉協議会地域福祉課自立支援グループ主任	はった とも や 八田 友矢	福祉、災害ボランティア
大津市危機・防災対策課主事	かどきか ゆうき 門坂 勇気	市
彦根市農林水産課主任	タナカ シンゴ 田中 新吾	市
長浜市健康福祉部健康推進課課長補佐	こざき たよ 小嵯 多代	市
東近江市総務部防災危機管理課課長補佐	ニシザワ ヒロフミ 西澤 宏文	市
湖南市危機管理・防災課係長	よねづ ともき 米津 知揮	市
日野町生涯学習課参事	かのう はるお 加納 治夫	町
竜王町未来創造課主事	きのした けいたろう 木ノ下 慶太郎	町
滋賀県琵琶湖政策課副主幹	にしかわ しんすけ 西川 真介	県
下水道課主査	すぎもと たくや 杉本 卓也	県
健康福祉政策課主幹	いち だて さとる 一伊達 哲	県
医療政策課主任主事	かわばた しんじ 川端 真司	県
道路課課長補佐	いしくろ たつや 石黒 達也	県
住宅課課長補佐	むねかた ゆきお 宗像 幸夫	県
湖東環境事務所所長	あさみ まさと 浅見 正人	県
教育委員会教育総務課主任主事	よし さか ひろ き 吉坂 宏基	県
滋賀県防災危機管理監	まつの かつき 松野 克樹	県
滋賀県防災危機管理局消防・保安係	よしむら まさゆき 吉村 正之	県

(3)「滋賀県受援マニュアル検討会」開催経過

①平成 30 年 6 月 26 日（火）第 1 回検討会をワークショップ形式にて実施

- ・受援に関する課題や良かった点を抽出し整理

②平成 30 年 10 月 30 日（火）第 2 回検討会をワークショップ形式にて実施

- ・受援計画に盛り込む項目を整理



母なる湖・琵琶湖。
——あずかっているのは、滋賀県です。